

令和7年度第4回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和8年1月22日（木）午後1時30分～4時00分

【場 所】[委員] WEB参加 [事務局]横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員長、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員
寺川 祐一委員

【議 題】

1 審議事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (2) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 2件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

2 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況について
- (3) 談合情報対応状況について
- (4) その他

【議事内容】

議題1－(1) 一般競争入札（WTO・総合評価落札方式）に係る抽出案件2件についての審議

対象案件：1 「西部処理区中田南雨水幹線下水道整備工事（その2）」
2 「戸塚小学校建替工事（建築工事）」

委員：抽出理由の説明。

- 1 WTO総合評価落札方式のうち、唯一の土木工事であるため。
- 2 WTO総合評価落札方式のうち、最も金額が高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「案件2について、1者のみの入札だったのはなぜか。」

本市：「特別な入札参加条件とはしていませんが、近年、民間企業の発注を含めて建設工事が活発に行われているため、建築設備系の公共入札については参加者が少ない傾向にあり、その影響かと考えられます。」

委員：「どのくらいの事業者が参加する見込みであるか、ヒアリング等は行ったのか。」

本市：「ヒアリングは行っていませんが、有資格者名簿登録時に経審点を確認しています。そのデータから入札参加可能な事業者が複数存在することを事前に確認しています。」

委員：「形式的な確認のほか、マーケットの状況についてどの程度把握しているのか。」

本市：「契約部では不正防止の観点から具体的な案件に関する入札見込み者の調査・把握は行っていません。」

委員：「大型案件だが、評価項目が4項目とは少なすぎるのではないか。」

本市：「WTO案件であり、内外無差別の原則があるため、採用した評価項目は多くはありません。技術評価点については、本市ガイドラインにて、簡易型の案件では12点から40点の間で設定することと定めています。本件は17点で、適正な範囲内と考えています。」

委員：「案件1について、3者JVを条件としているのはなぜか。」

本市：「WTO案件では、本市要綱にて「3者以上で発注すること」と定めています。大型案件であるため、第1構成員が施工不能になった場合でも支障が出ないようにするためです。」

委員：「JVを条件とすると、入札参加者は限定されるものか。」

本市：「各構成員から技術者を配置する必要も生じるため、参加者数はある程度少なくなる可能性はあるかと思いますが。」

委員：「調査基準価格と同額の入札者が3者いて、くじ引きにより落札者が決定している。積算に必要な情報は公開されているのか。」

本市：「土木工事については、積算基準は全て事前に公表しています。」

委員：「大型案件で同額の入札があることについて、違和感を覚える。入札制度を再考する時期が来ているのではないか。」

委員：説明を了承。

議題1－(2) 一般競争入札(総合評価落札方式)に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「都筑水再生センター発電(20号機)設備工事」
2 「桜岡小学校建替工事(第1工区空調衛生設備工事)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 総合評価落札方式の電気工事の中で、最も金額が高い案件であるため。
- 2 総合評価落札方式の管工事の中で、最も金額が高く、落札率も高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「案件2について、2回目の入札が予定価格と同額となった理由は何か。」

本市：「本件は再度入札を行っており、1回目の入札後、予定価格を再度入札の対象者に通知しているため、同額で入札したものと考えられます。再度入札の対象者は、当初入札に参加した者のうち、予定価格超過となる金額で入札した事業者です。」

委員：「再度入札を1週間後に設定している理由は何か。」

本市：「事業者の再積算期間を考慮し原則1週間としています。期間は他都市の事例も参考にしています。」

委員：説明を了承。

議題1－(3) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「都市計画道路環状3号線(南戸塚地区)街路整備工事(その27)」
2 「漁港改修工事(その5)」

委員：抽出理由の説明。

- 1 一般競争入札(条件付)の鋼構造工事の中で、最も金額が高い案件であるため。
- 2 応札者が1者と少なく、落札率が100%であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「案件1について、最低制限価格未滿で失格となった2者は、ランダム係数適用前の最低制限価格を上回った金額で入札していたのか。」

本市：「そうです。」

委員：「情報漏えい防止のためにランダム係数を適用していると承知しているが、本来、落札できたはずの事業者を失格としているような印象も受ける。制度の再検討も必要ではないか。」

委員：「入札談合の禁止は職員の意識として浸透しており、談合決別宣言から20年以上が経過している。この状況を踏まえると、制度の必要性自体が薄れつつあるという見方もできるのではないか。」

委員：「工種によって公表単価の精度が異なる理由は何か。」

本市：「土木工事の単価は基本的に全て公表しています。一方、電気・機械などの設備工事では、単価が定まっていない項目が多く、見積徴収により価格を決定するものもあるため、非公表の単価が存在します。また、一般的な刊行物に記載のない設備工事の単価も公表しない場合があります。」

委員：「本件の入札参加事業者は多かったと考えていいか。」

本市：「鋼構造に登録している事業者は13者で、その内6者が入札しており、少なくはなかったと思います。」

委員：説明を了承。

議題1－(4) 随意契約に係る抽出案件2件についての審議

対象案件：1 「北部第一水再生センター送風機等電気設備工事」
2 「戸塚ポンプ場No. 01、02自家発用ディーゼル機関改良工事」

委員：抽出理由の説明。

- 1 対象案件の中で金額が高く、請負率も高い案件であるため。
- 2 案件1（電気）とは異なる工種（機械器具設置）案件の中で、金額が高く請負率も高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「設置の段階で競争性が確保されていても補修等は随意契約となってしまうことについて、対応策などはあるのか。」

本市：「本件のような補修工事では、製作事業者以外でも保守可能なように配慮された共通仕様が存在しないため、どうしても制作事業者以外では不可能です。電気設備工事の一部では国土交通省にて共通仕様の策定が検討されていますが、そういった仕様が確立されるまでは随意契約せざるを得ないと考えています。」

委員：「図面や詳細なデータがあれば他の事業者でも履行可能ではないのか。」

本市：「案件にもよりますが、案件1については制作事業者が有する特許技術を用いたものであり、詳細資料も当該事業者が保有しているため困難です。本市では案件ごとに確認し、どうしても必要な場合に限り随意契約としています。」

委員：「制作事業者によるロックインの状況が徐々に変わっていくことを期待する。」

委員：説明を了承。

議題2－(1) 指名停止等措置の状況について

本市より、「指名停止等措置の状況」について報告。

委員：報告を了承。

議題2－(2) 入札及び契約手続の運用状況について

本市より、「入札及び契約手続の運用状況」について報告。

委員：「インフレにより工事価格が上昇しているため、特定のランクに発注が偏らないよう金額帯の見直しを検討すべきである。」

委員：報告を了承。

議題2－(3) 談合情報対応状況について

(非公開)

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われていました。